

議案第20号

大阪市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）（同府令を改正する府令を含む。以下「設備運営基準」という。）に定めるところによる。

(設備運営基準の改正に伴う経過措置)

第4条 設備運営基準の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している一時保護施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と工夫を行ってもなお第3条に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定したときは、当該一時保護施設は、令和11年3月31日まで、当該基準によらないことができる。この場合においては、大阪市児童福祉施

設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）第3条（第6号（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第42条及び第46条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定を準用する。

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

児童福祉法に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

児童福祉法（抄）

第12条の4 省 略

都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

省 略